

西宮市立老人ホーム給食調理業務委託業者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 西宮市立老人ホーム（寿園）が実施する給食調理業務を委託するにあたり、その適正化を図り公正を期するために、給食調理業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に関する事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 業者の基準に関する事項
- (2) 委託業者の選定に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長・副委員長及び委員をもって組織する。

(1) 委員長は健康福祉局長を、副委員長は福祉部長をもって充てる。

(2) 委員は次のとおりとする。

福祉総括室長、食品衛生課長、健康増進課長、高齢施設課長、寿園栄養士

(3) 前項に掲げる者のほか必要に応じて、臨時委員を置くことができる。

(4) 臨時委員は委員長がこれを命ずる。

(委員長・副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員長は、必要に応じて委員会を召集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席者がなければ開催できない。

3 委員会の議事は出席者の過半数を持って決し、賛否同数のときは、委員長が決する。

4 委員長は緊急やむを得ないと認めたときは、委員会の開催に代えて書面による委員会の合議決裁により議事を決することができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、高齢施設課において取り扱う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

付則

この要綱は平成15年12月1日から実施する。

この要綱は平成18年4月1日から実施する。

この要綱は平成20年4月1日から実施する。

この要綱は平成21年4月1日から実施する。

この要綱は平成22年4月1日から実施する。

この要綱は平成24年4月1日から実施する。

この要綱は平成27年4月1日から実施する。

この要綱は平成28年4月1日から実施する。